

健感発 0129 第 1 号
平成 26 年 1 月 29 日

各

都	道	府	県
政	令		市
特	別		区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長
（公印省略）

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における
結核患者の入退院及び就業制限の取扱いについて」の一部改正について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）における結核患者の入退院及び就業制限の取扱いについては、平成 19 年 9 月 7 日健感発第 0907001 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知（以下「本通知」という。）より適正な実施をお願いしています。

厚生労働省保険局から「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成 24 年 3 月 5 日保医発 0305 第 1 号厚生労働省保険局医療課長通知）が発出されたことを踏まえ、本通知における「第 2 退院に関する基準」を、別添新旧対照表のとおり変更することとしました。

本通知の変更について、貴管内医療機関への周知をお願いします。

併せて、「退院させることができる」基準のアとイのみをもって本基準に該当することではなく、アからウまでの全てを満たした場合において、本基準に該当し、感染症法第 22 条に規定する状態を確認できない場合にあっても退院させることができることを、改めて貴管内医療機関へ周知をお願いします。

貴職におかれては、引き続き、結核対策の一層の徹底をお願いします。